

バス運転者の労働時間上限規制 及び改善基準告示について

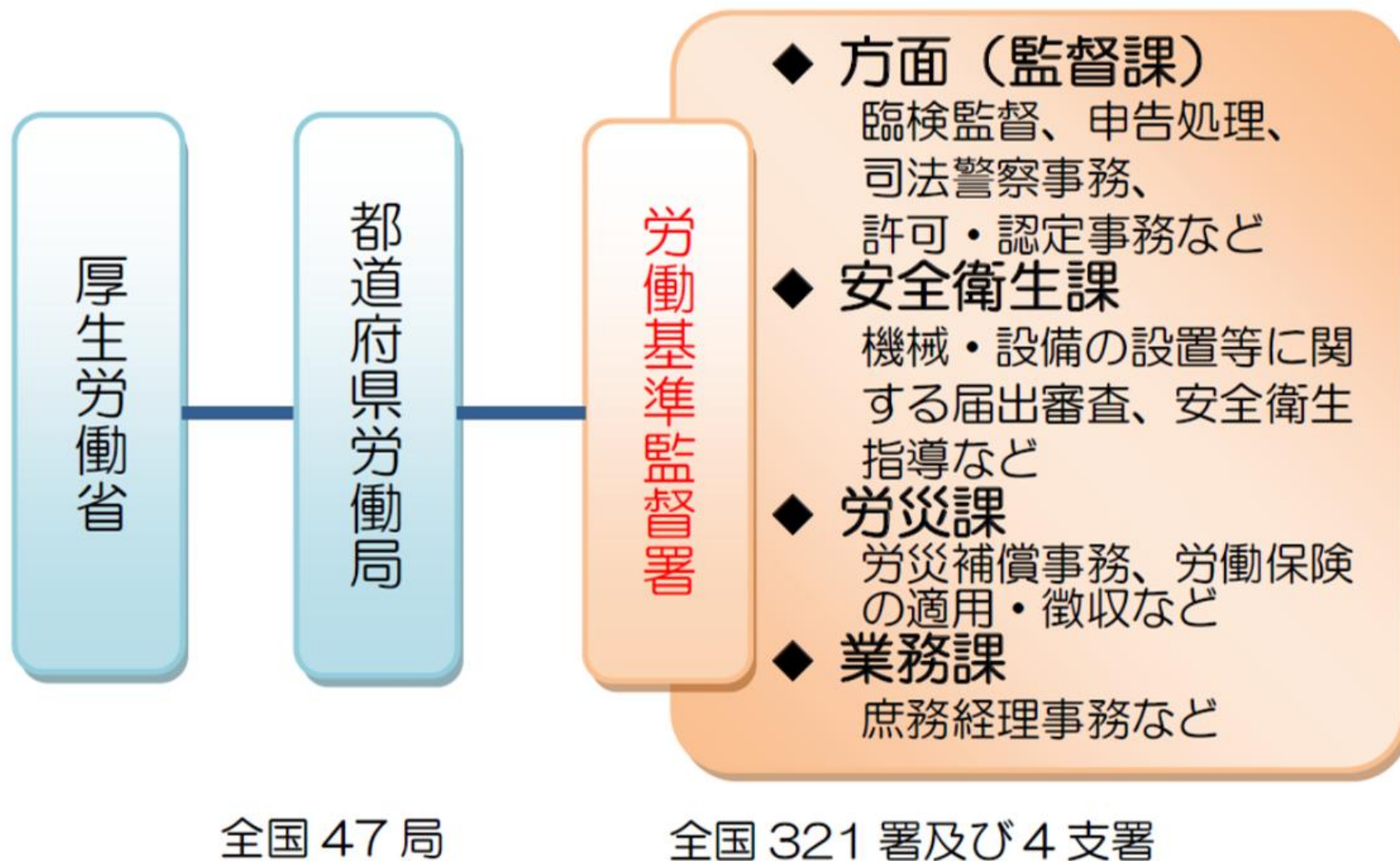
厚生労働省 沖縄労働局

労働基準部 監督課

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

都道府県労働局・労働基準監督署について

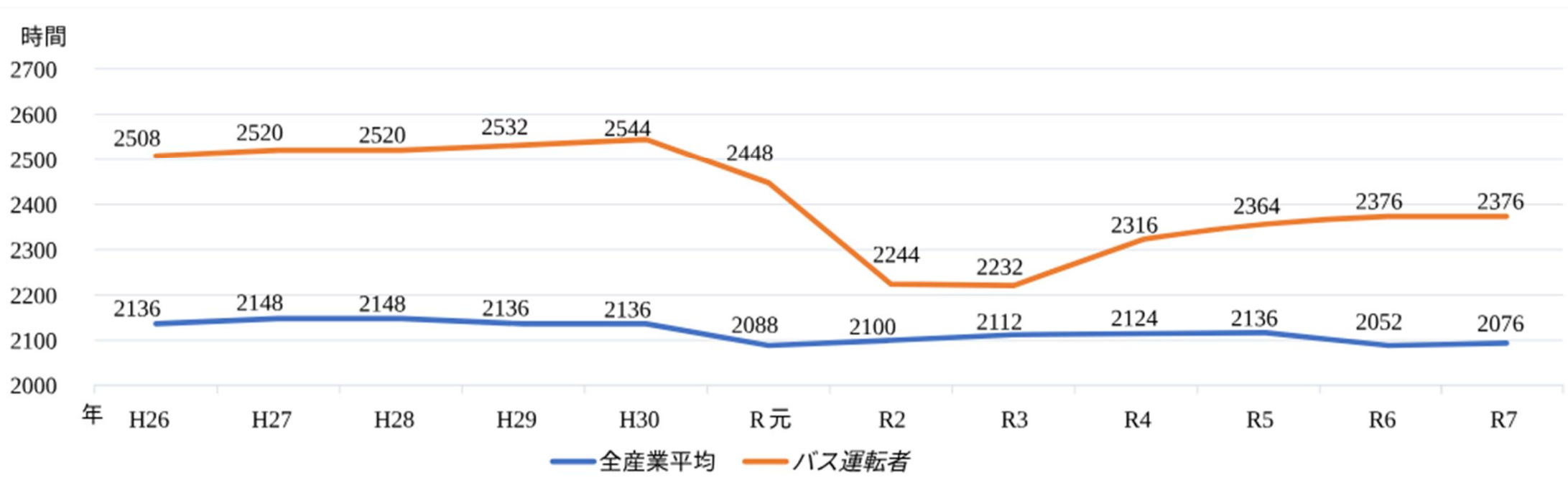
労働基準行政の組織



働き方改革に伴う労働時間上限規制の適用について

バス運転者はどんな人？

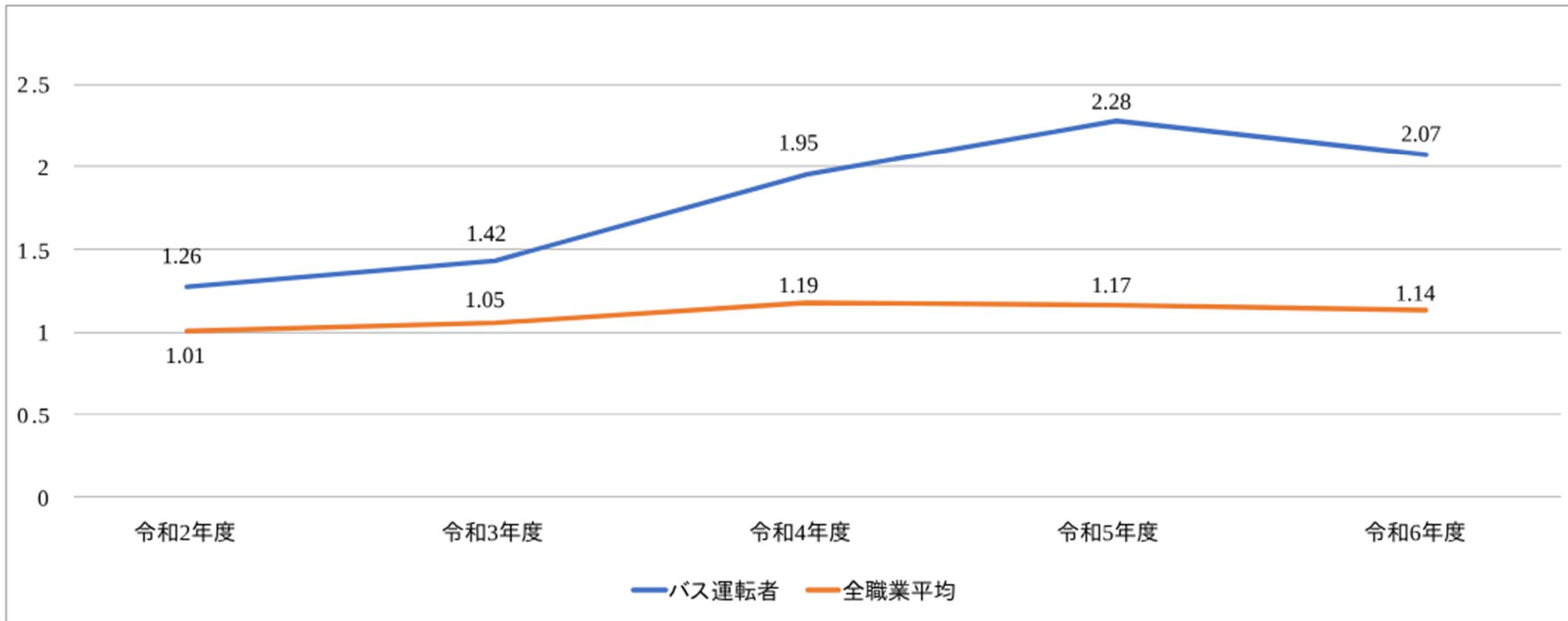
バス運転者の年間労働時間の推移



厚生労働省「賃金構造基本統計調査」

働き方改革に伴う労働時間の上限規制の適用について

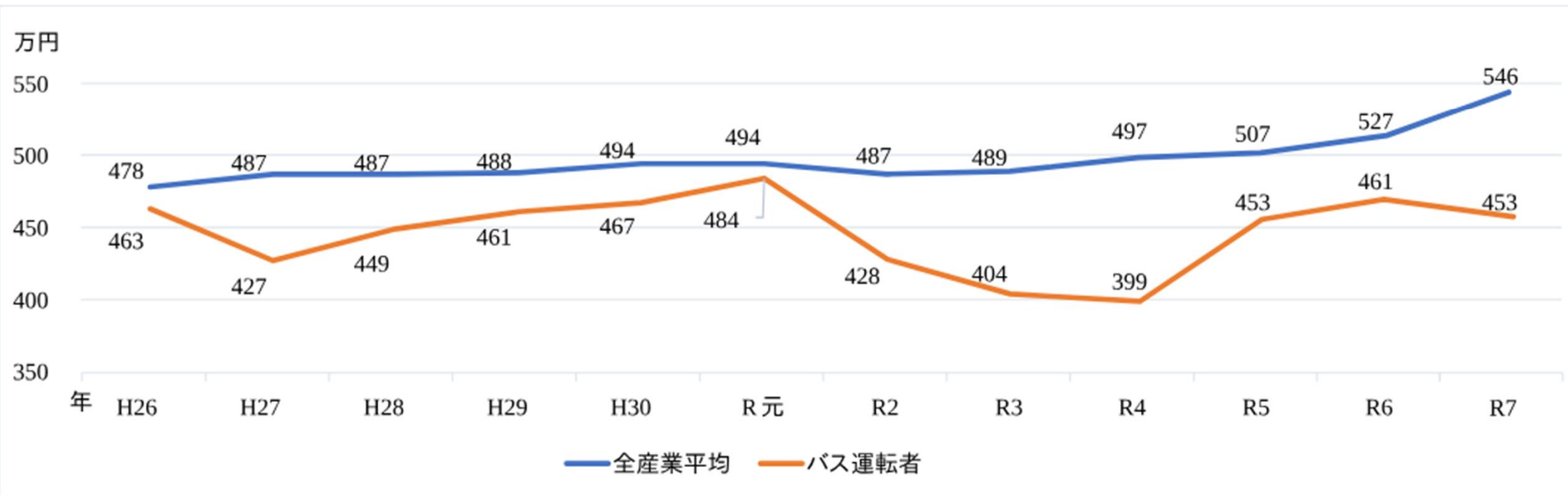
バス運転者の有効求人倍率



厚生労働省「職業安定業務統計」

働き方改革に伴う労働時間の上限規制の適用について

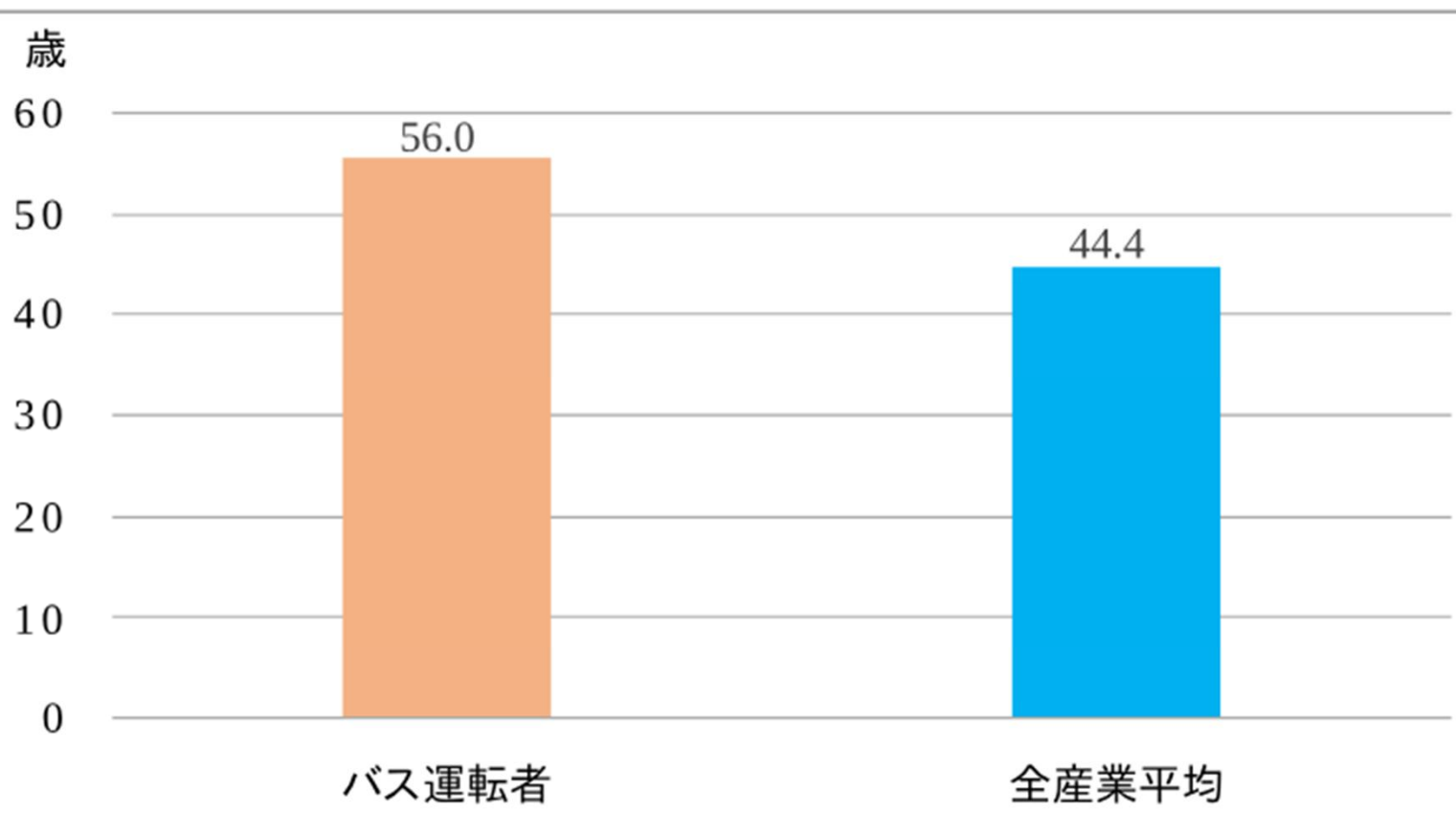
バス運転者の年間収入額の推移



厚生労働省「賃金構造基本統計調査」

働き方改革に伴う労働時間の上限規制の適用について

バス運転者の平均年齢



厚生労働省「令和7年賃金構造基本統計調査」

引用元



働き方改革に伴う労働時間の上限規制の適用について

- ▶ 自動車運転者については、令和6年4月以降、**年960時間**の上限規制の適用を受ける。
- ▶ 一方、一般労働者に適用される、45時間超えの上限回数（6か月まで）、単月上限（100時間未満）、複数月平均上限（80時間以内）は適用がない。ただし、この場合でも、**改善基準告示に定める拘束時間を遵守**する必要がある。

		一般労働者	自動車運転の業務	建設事業	医師	鹿児島県及び沖縄県における砂糖製造業	新技術・新商品等の研究開発業務
月	限度時間（原則）	45	45	45	45	45	－
	45時間超は6月まで	適用あり	－	適用あり	－	適用あり	－
	単月上限(※)	100	－	100(注1)	100(注2)	100	－
	複数月平均上限(※)	80	－	80(注1)	－	80	－
年	限度時間（原則）	360	360	360	360	360	－
	上限	720	960	720	960(※)(注3) 1,860(※)(注4)	720	－

※ 休日労働も含む。

注1： 災害の復旧・復興の事業は、単月上限100時間・複数月平均上限80時間の規制は適用されない。

注2： 時間外・休日労働が月100時間以上となることが見込まれる者は、36協定に面接指導を行うこと等を定めることが必要。

注3： 医業に従事する一般の医師にかかる基準（A水準）。休日労働を含む。

注4： B水準、連携B水準、C水準の指定を受けた医療機関で指定に係る業務に従事する医師にかかる基準。休日労働を含む。
面接指導、労働時間が特に長時間である場合の労働時間短縮措置、勤務間インターバルの確保等を36協定に定めることが必要。

時間外労働の上限規制について

- ▶ 時間外労働の上限規制は、月 4 5 時間、年 3 6 0 時間を原則とし、臨時的な特別な事情がある場合でも年 7 2 0 時間、単月 1 0 0 時間未満（休日労働含む）、複数月平均 8 0 時間（休日労働含む）を限度（**時間外労働は 3 6 協定の届出が必要**）
- ▶ **自動車運転業務従事者**の時間外労働の上限時間（臨時的な特別な事情の場合）は**年 9 6 0 時間**とし、将来的な一般則の適用について引き続き検討する旨を附則に規定。
- ▶ 自動車運転業務従事者への**上限規制の適用とあわせて改善基準告示についても見直された。**

法改正前

自動車運転者

時間外労働
法律上の上限 なし

法定労働時間（原則）
1日 8 時間
週 4 0 時間
（月 1 7 3 時間程度
年 2, 0 8 0 時間程度）

おおむね
1 7 3 時間

1 2 月

法改正後

自動車運転者

時間外労働
年 **9 6 0** 時間以内

4 5 時間

1 0 0 時間
（休日労働含む）

1 2 月

一般労働者

時間外労働
年 **7 2 0** 時間以内

6 月

4 5 時間

おおむね
1 7 3 時間

1 2 月

時間外・休日労働に関する協定届（新様式）について

時間外労働及び休日労働に関する協定届(例)(様式9号の3の4)(限度時間を超えない場合)

時間外労働に関する協定届 休日労働										労働保険番号 法人番号	
事業の種類		事業の名称		(〒 ○○○ - ○○○市○○町1-○○)		協定の有効期間					
一般貸切旅客自動車運送事業(バス)		〇〇バス株式会社 〇〇支店				〇〇〇〇年4月1日から1年間					
時間外労働	① 下記②に該当しない労働者	時間外労働をさせる必要のある具体的事由	業務の種類	労働者数(満18歳以上の者)	所定労働時間(1日)(任意)	1日	1箇月(①については45時間まで、②については42時間まで)	1年(①については360時間まで、②については320時間まで)	起算日(年月日)	〇〇〇〇年4月1日	
		別添協定書記載のとおり	自動車運転者(バス)	20人	7.5時間	5時間	5.5時間	45時間	55時間	360時間	410時間
		同上	運行管理者	3人	7.5時間	5時間	5.5時間	45時間	55時間	360時間	410時間
		同上									
		同上									
		同上									
② 1年単位の変形労働時間制により労働する労働者	別添協定書記載のとおり	自動車整備士	3人	7.5時間	3時間	3.5時間	42時間	52時間	320時間	370時間	
	同上	経理事務員	5人	7.5時間	2時間	2.5時間	20時間	30時間	200時間	320時間	
	同上										
	同上										
	同上										
	同上										
休日労働	休日労働をさせる必要のある具体的事由		業務の種類	労働者数(満18歳以上の者)	所定休日(任意)	労働させることができる法定休日の日数		労働させることができる法定休日における始業及び終業の時刻			
	別添協定書記載のとおり		自動車運転者(バス)	20人	毎週2回	法定休日のうち、2週を通じて1回		9:00~23:00			
同上		運行管理者	3人	毎週2回	法定休日のうち、4週を通じて2回		9:00~23:00				
ただし、時間外労働及び休日労働を合算した時間数は、1箇月について100時間未満でなければならない、かつ2箇月から6箇月までを平均して80時間を超過しないこと(自動車の運転の業) ☒ (チェックボックスに要チェック)											
〇 年 3 月 12 日 (事業場の労働者の過半数で組織する労働組合)の名称又は労働者の過半数を代表する者の職名 経理担当事務員 氏名 山田 花子 (労働組合が事業場の全ての労働者の過半数で組織する労働組合である又は上記協定の当事者である労働者の過半数を代表する者が事業場の全ての労働者の過半数を代表すること。) する者が、労働基準法第41条第1項に規定する協定等をする者を選出することを明らかにして実施される投票、挙手等の方法による手 〇〇〇〇年 3 月 15 日 労働基準監督署長殿											

労働保険番号
法人番号の記載漏れが
多く見られます。

労使協定



過半数労働組合がない場合
は民主的な手続きで選出

☒ (チェックボックスに要チェック)

☒ (チェックボックスに要チェック)

時間外・休日労働に関する協定届（新様式）について

時間外労働及び休日労働に関する協定届(例)(様式9号の3の5)(限度時間を超える場合(特別条項))※1

様式第9号の3の5(第70条関係)

時間外労働
休日労働に関する協定届(特別条項)

臨時に限度時間を超えて労働させることができる場合		業務の種類	労働者数 (満18歳以上の者)	1日 (任意)		1箇月 (時間外労働及び休日労働を合算した時間数。 ①については100時間未満に限る。)				1年 (時間外労働のみの時間数。 ①については720時間以内、②については960時間以内に限る。)		
				延長することができる時間数 法定労働時間を超える時間数	所定労働時間を超える時間数 (任意)	限度時間を超えて労働させることができる回数(①については6回以内、②については任意。)	延長することができる時間数 及び休日労働の時間数	法定労働時間を超える時間数と休日労働の時間数を合算した時間数	所定労働時間を超える時間数と休日労働の時間数を合算した時間数 (任意)	限度時間を超えた労働に係る割増賃金率	延長することができる時間数 法定労働時間を超える時間数	所定労働時間を超える時間数 (任意)
① 下記②以外の者	別添協定書記載のとおり	運行管理者	3人	7時間	7.5時間	4回	60時間	70時間	35%	550時間	670時間	35%
	同上	経理事務員	5人	6時間	6.5時間	3回	55時間	65時間	35%	450時間	570時間	35%
② 自動車の運転の業務に従事する労働者	別添協定書記載のとおり	自動車運転者(バス)	20人	6時間	6.5時間	8回	75時間	85時間	35%	750時間	870時間	35%
限度時間を超えて労働させる場合における手続		労働者代表者に対する事前申し入れ										
限度時間を超えて労働させる労働者に対する健康及び福祉を確保するための措置		(該当する番号) ①、⑤、⑩	(具体的内容) 対象労働者への医師による面接指導の実施、年次有給休暇についてまとまった日数連続して取得することを含めた取得の促進、職場での時短対策会議の開催									
上記で定める時間数にかかわらず、時間外労働及び休日労働を合算した時間数は、1箇月について100時間未満でなければならない、かつ2箇月から6箇月までを平均して80時間を超えないこと(自動車の運転の業務に従事する労働者は除く。) ☒ (チェックボックスに要チェック)												

協定の成立年月日 ○○○○年 3月 12日

協定の当事者である労働組合(事業場の労働者の過半数で組織する労働組合)の名称又は労働者の過半数を代表する者の

職名
氏名

経理担当事務員
山田 花子

又は ○○バス労働組合

協定の当事者(労働者の過半数を代表する者の場合)の選出方法(投票による選挙)

上記協定の当事者である労働組合が事業場の全ての労働者の過半数で組織する労働組合である又は上記協定の当事者である労働者の過半数を代表する者が事業場の全ての労働者の過半数を代表する者であること。

☒ (チェックボックスに要チェック)

上記労働者の過半数を代表する者が、労働基準法第41条第2号に規定する監督又は管理の地位にある者でなく、かつ、同法に規定する協定等をする者を選出することを明らかにして実施される投票、挙手等の方法による手続により選出された者であつて使用者の意向に基づき選出されたものでないこと。

☒ (チェックボックスに要チェック)

○○○○年 3月 15日

使用者 職名 代表取締役
氏名 田中 太郎

○○ 労働基準監督署長殿

労働時間について

「労働時間」は、労働契約や就業規則などの定めによって決められるものではなく、客観的に見て、労働者の行為が使用者から義務づけられたものといえるか否か等によって判断

たとえば、次のような時間は労働時間に該当

- ① 使用者の指示により、就業を命じられた業務に必要な準備行為（**着用を義務付けられた所定の服装への着替え等**）や業務終了後の業務に関連した後始末（**清掃等**）を事業場内において行った時間
- ② 使用者の指示があった場合には即時に業務に従事することを求められており、労働から離れることが保障されていない状態で**待機等している時間**（いわゆる「手待時間」）
- ③ 参加することが業務上義務づけられている**研修・教育訓練の受講**や、使用者の指示により業務に必要な学習等を行っていた時間



1日の時間外労働時間から一定時間未満の端数を日ごとに一律で切り捨てるといった設定は違法です

「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」 （改善基準告示）

▶ 「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」 （改善基準告示） は、バス、タクシー、トラックなどの自動車運転者の労働時間等の労働条件の向上を図るため、**その業務の特性を踏まえ**、労働基準法では規制が難しい**拘束時間**（始業から 終業までの時間（休憩時間を含む））、**休息期間**（勤務と勤務の間の自由な時間）、**運転時間**等の基準を、平成元年に大臣告示として制定。

※制定以降、法定労働時間が段階的に短縮するに伴い、内容の見直しが行われ現在に至っている。

主な内容

- 拘束時間【始業から終業までの時間(休憩時間含む)】：（労使協定に基づく延長制度あり）
（1年） トラック…3,300時間、**バス…1年3,300時間 or 52週3,300時間**
（1か月）トラック…284時間、**バス…1か月281時間 or 4週平均1週65時間**、タクシー…288時間
（1日） トラック・**バス**・タクシー…**原則1日13時間（最大15時間 14時間超は週3回までが目安）**
- 休息期間【勤務と勤務の間の時間】：**継続11時間以上与えるよう努めることを基本、9時間を下回らない**
- 運転時間：（労使協定に基づく延長制度あり）
トラック…2日平均1日9時間 / 2週間平均1週44時間、バス…**2日平均1日9時間 / 4週間平均1週40時間**
- 連続運転時間：トラック・**バス…4時間以内（高速道路の実車運行区間の連続運転時間おおむね2時間に努める）**

施行

労働基準監督署	関係労使の自主的改善努力と労働基準監督官の臨検監督等による指導 ▶ 令和5年自動車運転者を使用する事業場への監督指導3,711件 改善基準告示違反率…53.9%
国交省（沖縄労働事務局運輸部）との連携	① 労働基準監督署と地方運輸機関との合同による監督・監査 ② それぞれの機関が把握した改善基準告示違反事案の相互通報

休息期間、休憩時間 拘束時間、労働時間の違い

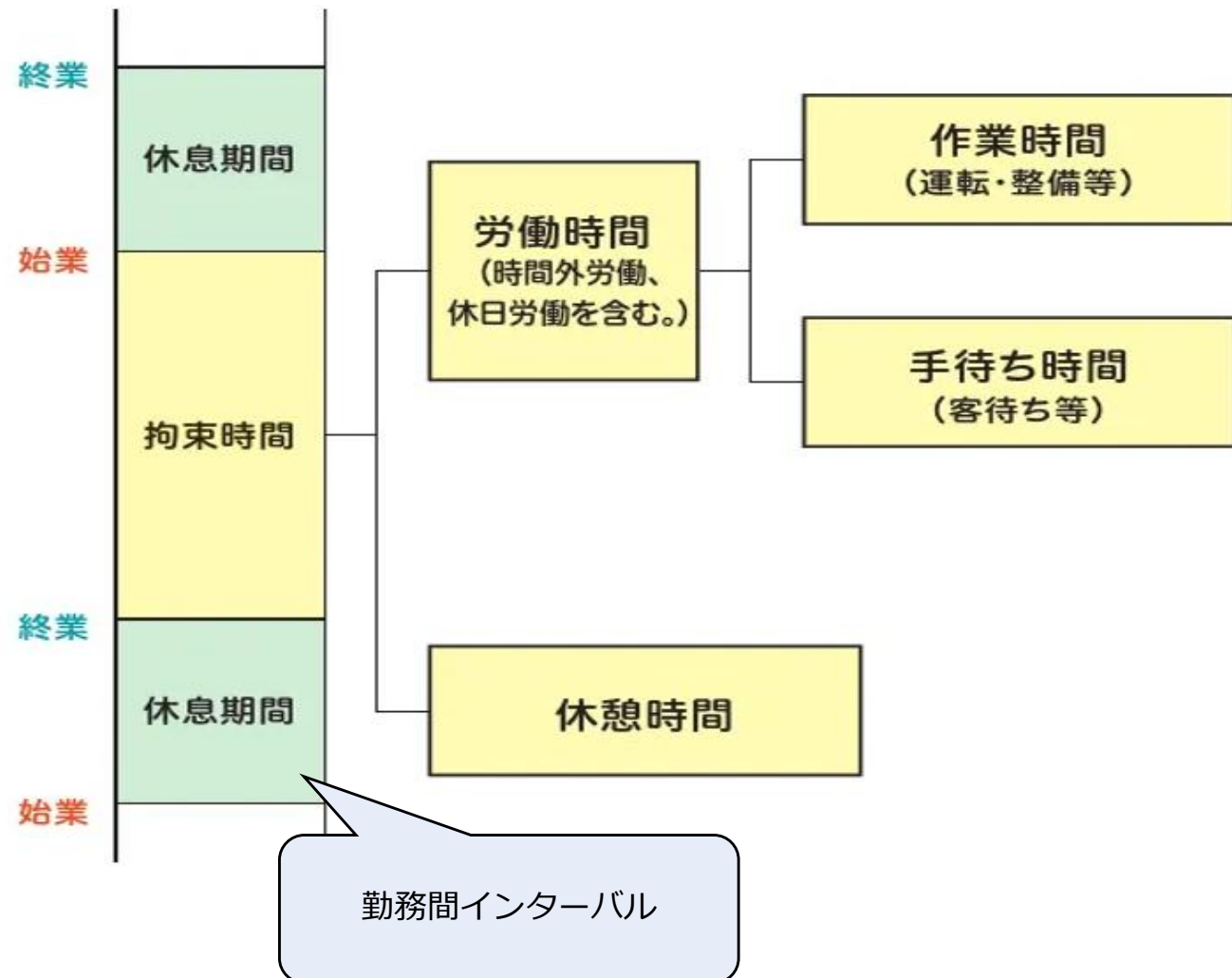
拘束時間

労働時間と休憩時間の合計時間、すなわち、始業時刻から終業時刻までの使用者に拘束される全ての時間をいいます。

休息期間

使用者の拘束を受けない期間、つまり、勤務と次の勤務との間にあって、休息期間の直前の拘束時間における疲労の回復を図るとともに、睡眠時間を含む**労働者の生活時間**として、その処分が労働者の全く自由な判断に委ねられる時間をいいます。

休憩時間や仮眠時間等とは本質的に異なるものです。



働き方改革に伴う労働時間の上限規制の適用について

- ▶ 脳・心臓疾患の労災認定基準においては、「発症前1か月におおむね100時間または発症前2か月間～6か月間に、1か月あたり80時間を超える時間外労働が認められる場合」、業務と発症との関連性が強いと評価される。

1

長期間の過重業務の評価にあたり、労働時間と労働時間以外の負荷要因を総合評価して労災認定することを明確化しました

【改正前】

発症前1か月におおむね100時間または発症前2か月間ないし6か月間にわたって、1か月あたり80時間を超える時間外労働が認められる場合について業務と発症との関係が強いと評価できることを示していました。

【改正後】

上記の時間に至らなかった場合も、これに近い時間外労働を行った場合には、「**労働時間以外の負荷要因**」の状況も十分に考慮し、業務と発症との関係が強いと評価できることを明確にしました。

労働時間

発症前1か月間に100時間
または
2～6か月間平均で月80時間を超える時間外労働の水準には至らないが**これに近い**時間外労働

+

一定の**労働時間以外の負荷要因**

業務と発症との関連が強いと評価

2

長期間の過重業務、短期間の過重業務の労働時間以外の負荷要因を見直しました

労働時間以外の負荷要因の見直しを行い、**赤字**の項目を新たに追加しました。

労働時間以外の負荷要因

勤務時間の不規則性

拘束時間の長い勤務

休日のない連続勤務

勤務間インターバルが短い勤務
※「勤務間インターバル」とは、終業から次の勤務の始業までをいいます

不規則な勤務・交替制勤務・深夜勤務

事業場外における移動を伴う業務

出張の多い業務

その他事業場外における移動を伴う業務

心理的負荷を伴う業務
※改正前の「精神的緊張を伴う業務」の内容を拡充しました

身体的負荷を伴う業務

作業環境

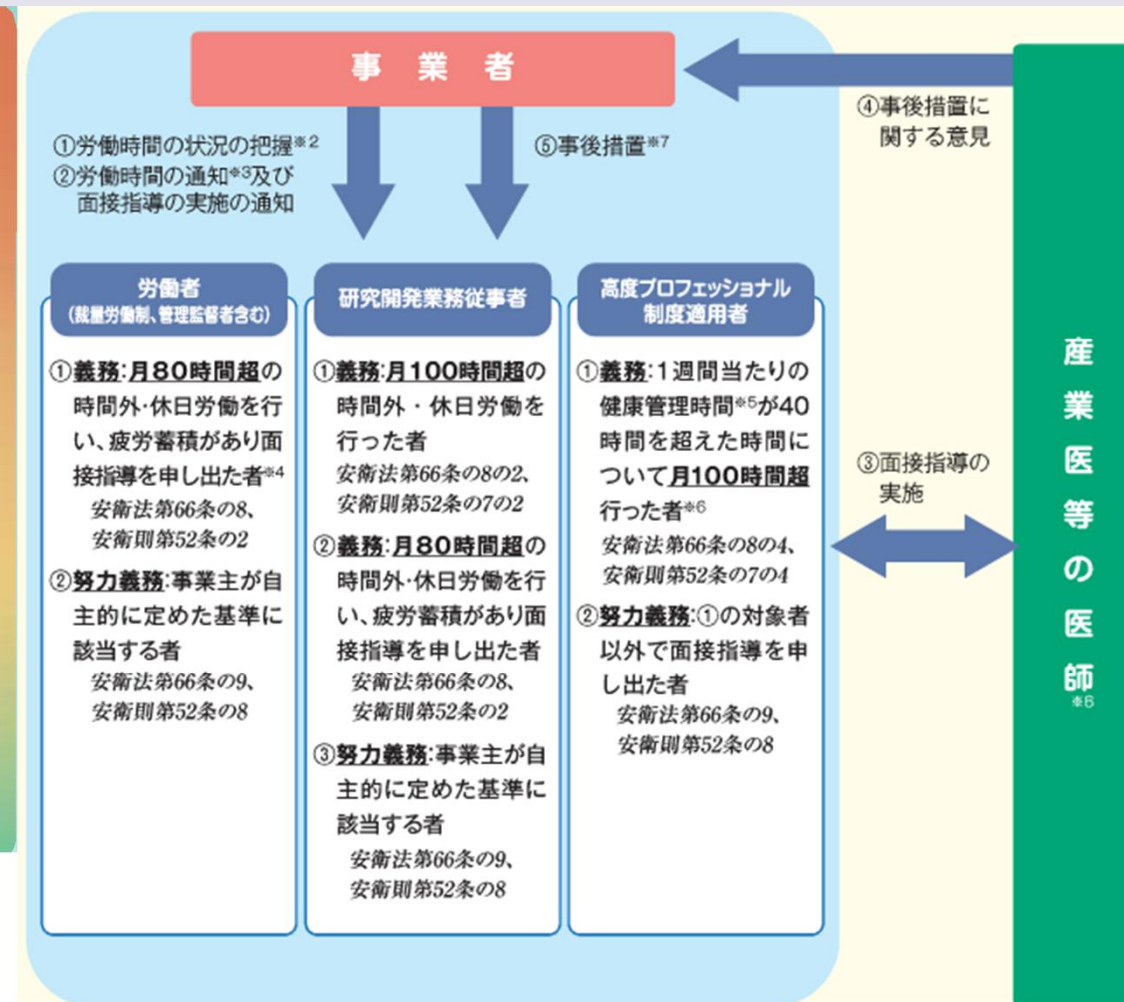
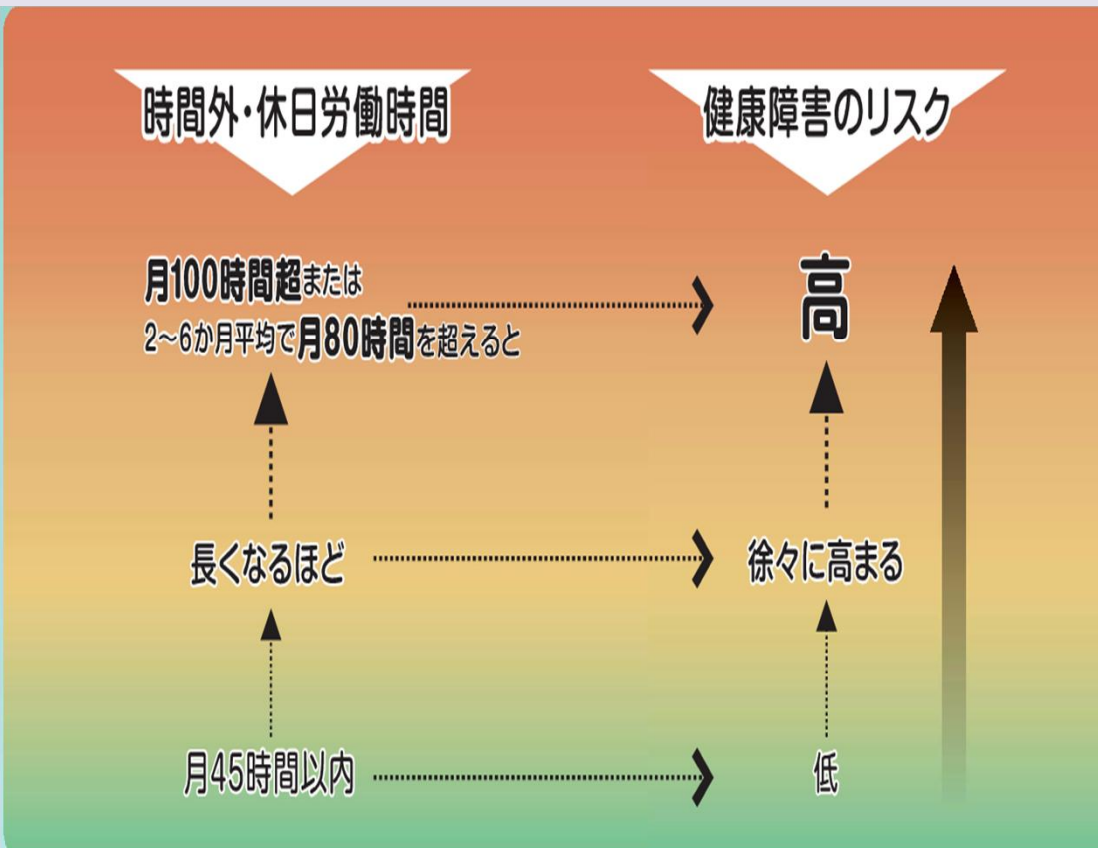
※長期間の過重業務では付加的に評価

温度環境

騒音

過重労働による健康障害の防止

- ▶ 時間外・休日労働時間を削減しましょう
- ▶ 健康管理体制の整備・健康診断を行いましょう
- ▶ 長時間労働者に対し、面接指導等を実施しましょう
- ▶ 産業保健総合支援センター・地域産業保健センターの支援をご活用ください。



1日の休息期間、1日の拘束時間

拘束時間

1日（始業時刻から起算して24時間をいう。）の拘束時間は13時間以内とし、これを延長する場合であっても、上限は15時間です。

※ 1日の拘束時間について13時間を超えて延長する場合は、14時間を超える回数をできるだけ少なくするよう努める必要があります。
回数は1週について3回までが目安です。

休息期間

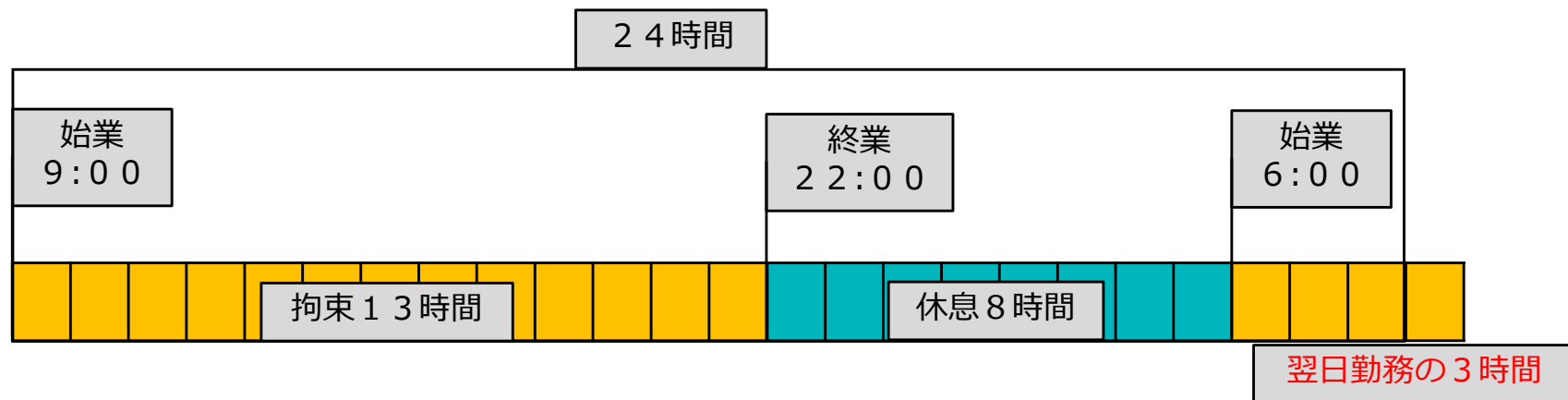
1日の休息期間は、勤務終了後、継続11時間以上与えるよう努めることを基本とし、継続9時間を下回ってはなりません。（分割休息の例外制度あり）

拘束時間と休息期間は裏返しです。

たとえば、休息期間が9時間確保できない場合・・・

拘束時間 →

13時間（当日） + 3時間（翌日） = 16時間（違反）



1 か月 または 4 週間の拘束時間

4 週 および 5 2 週（3 6 4 日）の基準を選択

【原則】

- ▶ 拘束時間は、
5 2 週（3 6 4 日）あたり 3,3 0 0 時間以内※1
4 週間を平均し 1 週間あたり 6 5 時間以内
（6 5 時間 = 1 3 時間 × 5 日）

【例外】

- ▶ 貸切バス等乗務員に限り労使協定があるときは
5 2 週（3 6 4 日）あたり 3,4 0 0 時間以内
4 週間を平均し 1 週間あたり 6 8 時間以内
- ▶ 原則超過は 5 2 週中 2 4 週以内、連続 1 6 週まで

1 か月 および 1 年 の基準を選択

【原則】

- ▶ 拘束時間は、
1 年あたり 3,3 0 0 時間以内
1 か月あたり 2 8 1 時間以内
（6 5 時間 × 5 2 週 ÷ 1 2 月 ÷ 2 8 1. 7 時間）

【例外】

- ▶ 貸切バス等乗務員に限り労使協定があるときは、
1 年あたり 3,4 0 0 時間以内
1 か月あたり 2 9 4 時間以内※2
- ▶ 原則超過は 1 年中 6 か月、連続 4 か月まで

※1・・・1 年（5 2 週）あたりの拘束時間 3,3 0 0 時間について

1 日の法定労働時間 8 時間
1 日の拘束時間（法定目安）9 時間（うち休憩時間 1 時間）
年間労働日数（法定目安）2 6 0 日・・・5 2 週 × 5 日
年間拘束時間（法定目安）9 時間 × 2 6 0 日 = 2,3 4 0 時間

3 6 協定の特別条項に基づく時間外労働の上限（年間 9 6 0 時間）を加えて
2,3 4 0 時間（法定目安拘束）+ 9 6 0 時間（時間外労働上限）
= 3,3 0 0 時間（原則的な 1 年間の拘束時間）

※2・・・労使協定の 1 か月あたりの拘束時間 2 9 4 時間について

1 か月の拘束時間（法定目安）2,3 4 0 ÷ 1 2 か月 = 1 9 5 時間
1 9 5 時間 + 9 9 時間（時間外労働）= 2 9 4 時間

※労使協定の限度時間である 1 か月拘束 2 9 4 時間は、1 0 0 時間以上の時間外労働が行われない程度の水準

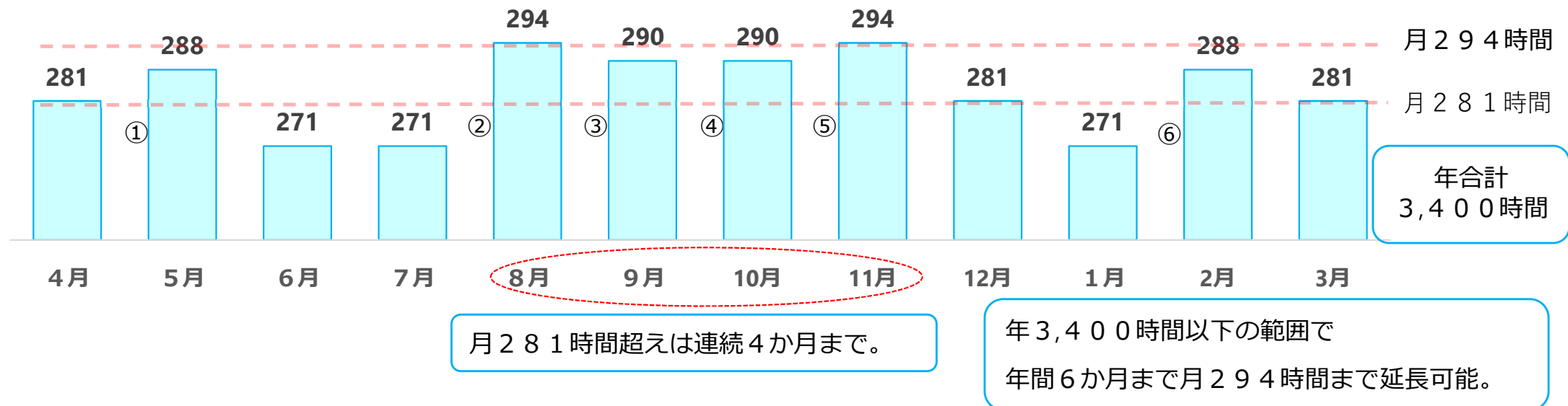
※これらの計算は、事業場ごとの所定労働時間、休憩時間の違いや、月の日数の違いを考慮していないため、あくまでも「目安」である。

拘束時間のモデル（１年／１か月の場合）

【例１】（１か月の拘束時間の原則）



【例２】（１か月の拘束時間の例外）※労使協定の締結が必要

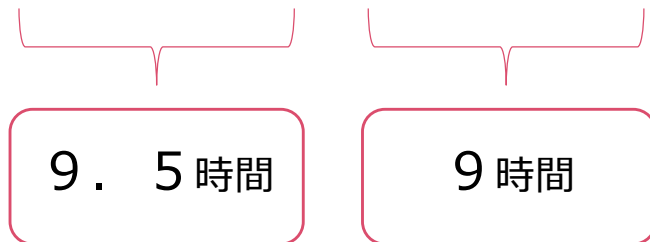


運転時間

《運転時間》

- ▶ 2日を平均し1日当たり9時間以内

6月25日	6月26日	6月27日
運転時間 10時間	運転時間 9時間	運転時間 9時間



Q どちらの2日平均？

A いずれもが9時間を超えた場合に違反と判断

改善基準



- ▶ 4週を平均し1週当たり40時間以内
(貸切バス等乗務者については、労使協定 (QRコード31ページ参照) により、52週のうち16週までは、52週の総運転時間が2,080時間を超えない範囲内において、4週平均1週の運転時間を44時間まで延長することができます)

特定の日 (曜日) を起算

1週	2週	3週	4週	平均
運転時間 40時間	運転時間 42時間	運転時間 38時間	運転時間 40時間	40時間 → ○
運転時間 44時間	運転時間 46時間	運転時間 42時間	運転時間 44時間	44時間 → △ 協定次第
運転時間 44時間	運転時間 44時間	運転時間 46時間	運転時間 46時間	45時間 → ×

連続運転時間

- ▶ 4 時間以内
- ▶ 運転開始後 4 時間以内又は 4 時間経過直後に、30 分以上運転を中断して、休憩等を確保しなければなりません。（運転の中断は、1 回が連続 10 分以上とした上で分割することもできます）

（例外：軽微な移動・・・消防車、救急車等の緊急通行車両の通行に伴い、又は他の車両の通行の妨げを回避するため、駐車又は停車した自動車を用意された位置から移動させること）

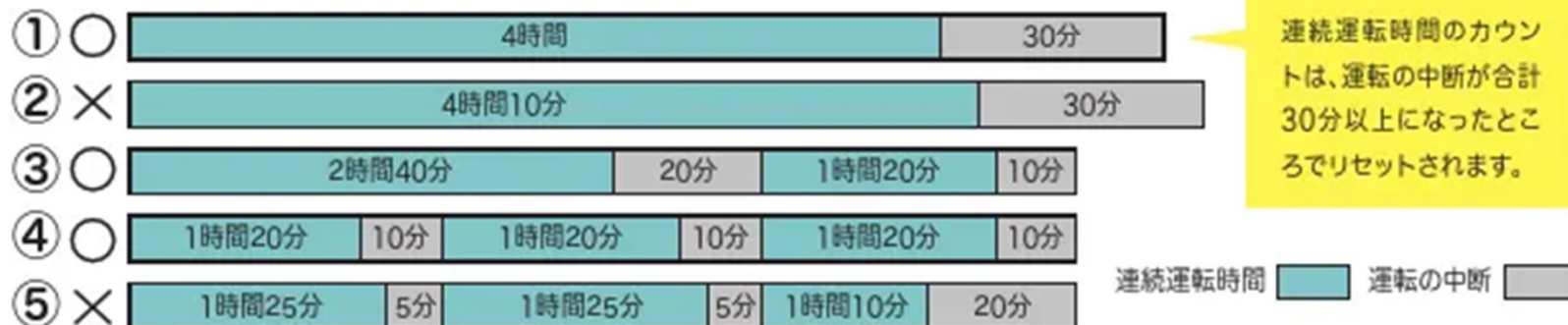
※次の①～③等の軽微な移動の事実を、運転日報上の記録等により確認できるようにすること

① 移動前後の場所 ② 移動が必要となった理由 ③ 移動に要したおおむねの時間数

〈ポイント〉連続運転時間の考え方

連続運転時間は4時間以内であり、例外が設けられたことをもって、連続運転時間が4時間30分に延長されたと解してはなりません。このことを踏まえ余裕をもった運行計画を作成しましょう。

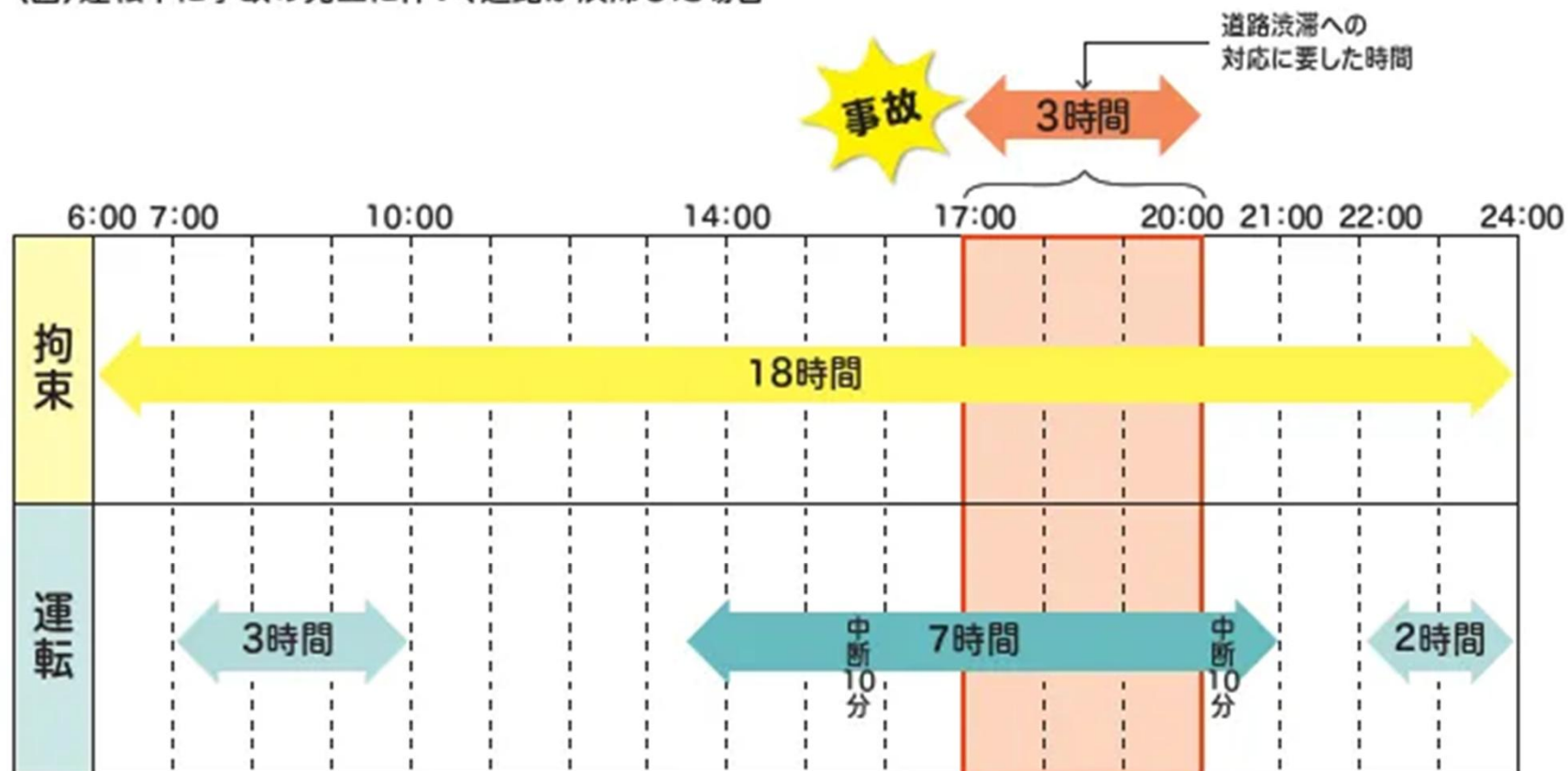
（図）連続運転時間と運転の中断



予期し得ない事象への対応時間の取扱い（新設）

- ▶ バス運転者が、災害や事故等の通常予期し得ない事象に遭遇し、運行が遅延した場合、1日の拘束時間、運転時間（2日平均）、連続運転時間から、予期し得ない事象への対応時間を除くことができます。
 - ▶ この場合、勤務終了後、通常どおりの休息期間（継続11時間以上与えるよう努めることを基本とし、継続9時間を下回らない）を与える必要があります。
- ※ 1か月の拘束時間等の他の規定からは、予期し得ない事象への対応時間を除くことはできません。

（図）運転中に事故の発生に伴い、道路が渋滞した場合



運転中の17:00に事故の発生に遭遇し、20:00まで道路渋滞が生じたため、3時間の運行の遅延が生じました。

予期し得ない事象への対応時間の取扱い

〈ポイント〉 予期し得ない事象への対応時間の考え方 1、2の両方の要件を満たす時間
1次のいずれかの事象により生じた運行の遅延に対応するための時間であること。

- ① 運転中に乗務している車両が予期せず故障したこと。
- ② 運転中に予期せず乗船予定のフェリーが欠航したこと。
- ③ 運転中に災害や事故の発生に伴い、道路が封鎖されたこと又は道路が渋滞したこと。
- ④ 異常気象（警報発表時）に遭遇し、運転中に正常な運行が困難となったこと。

※ 当該事象は「通常予期し得ない」ものである必要があり、例えば、平常時の交通状況等から事前に発生を予測することが可能な道路渋滞等は、これに該当しません。

2 客観的な記録により確認できる時間であること。

①と②の両方の記録により、当該事象が発生した日時等を客観的に確認できること

① 運転日報上の記録

・ 対応を行った場所・ 予期し得ない事象に係る具体的事由・ 当該事象への対応を開始し、及び終了した時刻や所要時間数

② 客観的な資料

ア 修理会社等が発行する故障車両の修理明細書等

イ フェリー運航会社等のホームページに掲載されたフェリー欠航情報の写し

ウ 公益財団法人日本道路交通情報センター等のホームページに掲載された道路交通情報の写し

エ 気象庁のホームページ等に掲載された異常気象等に関する気象情報等の写し